

## 第9章 国際社会への貢献と外国人労働者問題などへの適切な対応

### 第1節 国際機関の活動等への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、鳥・新型インフルエンザなどの感染症対策は、国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される。また、経済危機下での雇用システムの安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）や国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動への参画や、二国間交渉での的確な対応等に努めている。

#### 1 WHOを通じた活動

WHOは、すべての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策などを行う国際機関である。日本は、総会や執行理事会における審議や決定などに積極的に関与しており、2013（平成25）年5月から2016（平成28）年5月までの3年間は総会で選出された34の執行理事国の1つとなっている。

WHOにおける取組みの一つとして、2005（平成17）年の国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の改正があげられる。この改正により、加盟国は「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内にWHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなり、日本は、新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生の際（詳細は第7章第1節参照）や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生に当たっても、上記IHRに基づき通報を行った。

このほか、たばこの喫煙等が健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする「たばこ規制枠組条約」が2005年2月に発効した（日本は2004（平成16）年6月に受諾書を寄託）。2012（平成24）年11月に開催された第5回締約国会合では、「たばこ製品の不法取引廃絶のための議定書」、「価格と課税に係る措置に関する基本原則及び勧告」や「たばこ製品の含有物と情報公開に係る規制に関する暫定方針」の追記が採択された。

#### 2 ILOを通じた活動

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与しており、常任理事国となっている。また、ILOは、国際労働基準として、これまで189の条約及び202の勧告を設定しており、日本は、このうち49の条約を批准した。なお、未批准条約については、ILOで中核的労働基準に該当するとされている第

105号条約（強制労働の廃止に関する条約）及び第111号条約（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）をはじめ、我が国の実情等も勘案しつつ、国内法制との整合性を含め検討を行っている。2013（平成25）年6月に開催された第102回総会では、新たな人口動態における雇用と社会的保護に関する議論、持続可能な開発、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と環境に優しい雇用に関する議論、社会対話（労使対話）に関する議論、ミャンマーに関する措置の更なる見直しが行われた。

### 3 OECDを通じた活動

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構）は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした先進34カ国からなる国際機関であり、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

厚生労働省では、主に雇用労働問題、保健医療及び社会保障等の会合に積極的に参加している。これら会合の主な活動として、OECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトLOOK」の作成、保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）や家族関連統計データ（「ファミリーデータ」）等の収集・編纂を行っている。こうしたデータは、毎年更新され、全世界に公表されており、厚生労働省もデータ等の提供に貢献している。こうしたOECDによる客観的な国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助にもなっている。

2013（平成25）年度には、経済危機や厳しい財政事情を背景に失職した労働者に対する効果的な政策について分析する「失職者レビュー」や医療の質を改善する効果的な政策を示すことを目的とした「医療の質レビュー」にも参加し、OECD調査団による訪日調査が行われた。これらレビューの報告書は、本年（2014（平成26）年）に取りまとめられる予定である。

さらに、本年（2014年）は、1964（昭和39）年に日本がOECDに加盟してから50周年の節目の年にあたるため、日本において、加盟50周年を記念する様々な関連イベントの開催を予定している（右の蝶は50周年記念のロゴ）。厚生労働省においても、1月にADB I（アジア開発銀行研究所）・ILO・OECDの共催により開催された「第4回アジアの移民に関するラウンドテーブル」の特別記念イベントにおいて、日本の高度人材受入政策の推移について紹介・意見交換を行うなど、日本の外国人雇用政策について積極的な情報発信を行った（右写真）。

また、日本は、5月に開催されるOECD閣僚理事会において議長国を務めることとなっており、しなやかで強じん（レジリエント）な経済・社会を実現するための方策について、理解を深め、国際社会の具体的な方向性を発信していくとともに、経済成長著しい東南アジアとの関係強化を推進していく。



## 4 G20、ASEAN等を通じた活動

### (1) G20等を通じた活動

G20の枠組みにおいて各国の雇用労働担当大臣がお互いの知見を持ち寄って雇用失業問題に対処するための会合が開催されている。2011（平成23）年11月に開催されたG20カンヌ・サミットでは、雇用対策や社会的保護の重要性に対する首脳レベルでの認識が高まった。特に、若年者雇用に対する危機意識は強く、2011年12月に雇用に関する政府間タスクフォースは、若年者雇用問題に取り組み、その成果は、2012（平成24）年5月にメキシコで開催の雇用労働大臣会合に報告された。2013（平成25）年7月にロシア・モスクワにて開催された4回目の雇用労働大臣会合では、質の高い雇用を創出することの重要性などについて合意した。また、雇用・労働分野以外では、2010（平成22）年6月に開催されたG8のムスコカ・サミットで、G8各国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の中で進捗が遅れている母子保健に対する支援を強化する「ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出したほか、2011年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいては、妊産婦の健康改善及び乳幼児死亡率の低下に対するG8各国の責務を再確認した。更に2012年5月のG8キャンプデービッド・サミット及び2013年6月のG8ロック・アーン・サミットでは、国際保健を含むコミットメントの進展を記録する説明責任報告書が発出された。

さらに、2013年12月に英国主催で行われたG8認知症サミットでは、認知症施策、研究及び社会的取組等について意見交換が行われるとともに、土屋品子厚生労働副大臣が日本の高齢化の現状や認知症施策について説明した。会議の成果として、認知症問題に共に取り組むための努力事項を定めた「宣言（Declaration）」及び「共同声明（Communique）」が合意された。2014（平成26）年11月には、認知症サミットの後継イベントの日本での開催が予定されている。

その他、世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7（日本、カナダ、アメリカ、英国、フランス、ドイツ、イタリア）とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）が毎年開催されている。2013年12月には、イタリア・ローマで閣僚級会合を開催し、化学剤、生物剤、核・放射線（CBRN）への集団的な備えと対応を強化する枠組みを維持する旨の共同声明を採択した。なお、2014年の本会合は日本で開催する予定となっている。

### (2) 日中韓及びASEAN + 3等を通じた活動

2013（平成25）年11月に韓国・ソウルで開催された第6回日中韓三国保健大臣会合では、新型インフルエンザ対策や非感染性疾患の予防と対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（全ての人々が基礎的な保健医療を享受できる状態を指す概念）に関し、三国間の一層の協力を推進することを内容とする「第6回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働行政分野では、保健、労働及び社会福祉の各分野ごとにASEAN + 3の担当大臣会合が行われており、積極的に参加して

いる。2013年5月のASEAN + 3労働高級事務レベル会合では若年者雇用を促進するための地域協力が、8月のASEAN + 3保健高級事務レベル会合ではユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向けた域内の連携強化が、9月のASEAN + 3社会福祉大臣会合では社会福祉分野における協力強化の重要性や地域密着アプローチの必要性等が検討され、それぞれ共同声明が採択された。

さらに、2013年12月には日・ASEAN特別首脳会議が開催され、高齢化社会に起因する問題、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに向けた医療制度及び社会的セーフネットの改善、女性の能力強化などの分野で日本とASEANが協力を強化することが改めて確認された。

## 第2節 人づくりを通じた国際社会への貢献

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、職業能力開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやAPEC等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力をを行い、開発途上国の人づくり、制度づくりに貢献している。

### 1 WHOなどを通じた保健医療分野における国際協力

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策を強化するため、WHOを中心とした感染症対策の国際的な枠組みであるグローバル感染症警報・対応ネットワーク（Global Outbreak Alert and Response Network：GOARN）の強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力をを行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っているところである。

### 2 ILOを通じた労働分野における技術協力

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）等を実施している。現在、アジアにおける社会的保護制度整備支援事業、南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発実施事業、アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備事業を実施している。

また、2014（平成26）年度は、新たに、アジアに展開した日系企業等が活動しやすいビジネス基盤を整備するためのアジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業を実施する。

### 3 民間企業、JICAなどを通じた国際協力

職業能力開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高

まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、「技能評価システム移転促進事業」を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における職業能力開発関係施設の設置・運営に対する協力、職業能力開発関係専門家の派遣、職業能力開発関係研修員の受入れなどを行っている。

また、アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、水道計画策定支援のための開発途上国現地指導、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れなどを行っている。

#### 4 ASEAN地域、中国等への国際協力

2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会福祉と保健医療の分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2013（平成25）年12月には、第11回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を東京で開催し、ASEAN（10か国）から、各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官（局長・課長クラス）の参加を得た。同会合では、「Active Aging」をテーマとし、今後高齢化が急速に進むASEAN諸国での、高齢者の健康保持や、福祉及び社会保障ニーズへの対応、高齢者の社会参加などについて議論を行った。

また、2013年度には、アジアをはじめとする開発途上国における高齢化への対応について、現状、課題、ニーズを明確にし、日本の経験・知見を活用した国際協力を推進するための戦略について検討することを目的として、「国際的なActive Aging（活動的な高齢化）における日本の貢献に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめた。2014（平成26）年は、6月にASEAN日本Active Aging地域会合をインドネシアで開催するなど、地域枠組み等における関連分野での検討をリードするとともに、政策対話や二国間協力を推進していく。

さらに、ASEANやAPEC、アジア太平洋地域技能就業能力計画の枠組みを通じて職業能力開発に関する各種研修事業などの国際協力事業を実施している。このほか、開発途上国の職業訓練体制充実のため、開発途上国の現職の職業訓練指導員を対象として、能力向上研修を行っている。そして、民間団体と連携し、中国の労働関係指導者又はその候補となる中堅幹部等を日本に招へいし、日本国内の企業において日本の産業・労働事情について研修を行うとともに意見交換等を行うことにより、人事・労務管理能力、労使関係、労働環境の整備改善能力等の向上を図り、中国における労働分野の自立的な発展に寄与している。このほかにも、2011（平成23）年度より、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体のもつネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

## 5 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度<sup>\*1</sup>は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とし、1993（平成5）年に創設されたものである。入国時に原則2か月間の日本語や法令関係等の講習を行い、技能実習1年目で技能検定基礎2級相当、3年目で技能検定3級相当の技能修得を目標に、最長3年間日本において技能を学ぶ。2010（平成22）年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されている。厚生労働省では、技能実習制度が適正に行われるよう、監理団体・実習実施機関への巡回指導、技能実習生に対する母国語による電話相談等を行っている。

なお、2013（平成25）年11月より法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の「外国人受入れ制度検討分科会」において、技能実習制度見直しの検討を行っており、厚生労働省もオブザーバーとして検討に参加している。

## 第3節 二国間政策対話の推進

### 1 社会保障・保健福祉分野における政策対話

世界で最も急速に高齢化が進展している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、2013（平成25）年には、日独シンポジウムを実施し、「医療制度における現代の情報基盤」をテーマに政策対話を行った。

### 2 雇用・労働分野における政策対話

経済の国際化の進展等に伴い、先進国が抱えるようになった雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策対話が重要となっている。このため、2012（平成24）年7月にEUとの間で「若者のエンプロイアビリティの向上と労働市場参入の促進」をテーマに日EUシンポジウムを行った。また、政府間交流として、2013（平成25）年1月には日仏セミナー（テーマ「高齢者雇用対策」）を開催している。

<sup>\*1</sup> 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ  
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>

## 第4節 経済活動の国際化への対応

### 1 WTOを通じた活動

経済活動が国際化し、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが活発化する中で、厚生労働省としても対外経済交渉は重要な課題となっている。世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）は、2001（平成13）年の第4回閣僚会議において合意された「ドーハ開発アジェンダ」に基づく交渉（ドーハ・ラウンド）など<sup>\*2</sup>を行っており、厚生労働省としても、経済活性化の観点とともに国内に与える影響を十分に考慮しながら、サービス貿易交渉などの場でWTOの活動に関与してきている。

### 2 経済連携協定（EPA）

WTOを中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により1990年代以降世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた流れを受けて、2014（平成26）年1月末現在、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド及びペルーとの協定が発効している。さらに、環太平洋パートナーシップ（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA、日EU・EPA等数か国・地域と交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省も、これまでの「衛生植物検疫措置（SPS）」、「貿易の技術的障害（TBT）」、「サービス貿易」や「自然人の移動」に加え、近年では「知的財産」、「労働」といった分野でも積極的な対応を行っている。また、日・インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師・介護福祉士の候補者に対し、一定の条件の下で入国し、日本の国家資格を取得するための研修・就労、国家資格取得後の就労等を認めている（第9章第5節3参照）。

## 第5節 外国人労働者問題等への適切な対応

### 1 日系人を始めとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援

従来、日系人を始めとする定住外国人労働者の多くは、製造業の生産過程に従事し、「派遣・請負」のいわゆる非正規雇用として不安定な雇用形態で就労していた。これらの定住外国人労働者は、リーマンショック以降の急速な雇用失業情勢の悪化により、仕事や住居等を失うこととなり、日系人集住地域のハローワークに求職のため、多数訪れるなどの動きが見られた。これらの者は日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、

<sup>\*2</sup> 2013（平成25）年12月の第9回WTO閣僚会議において、ドーハ・ラウンド交渉の対象分野のうち、①貿易円滑化、②農業分野の一部及び③開発の3分野からなる部分合意（パリ・パッケージ）が妥結した。また、ドーハ・ラウンド交渉とは別の取組みとして、2013年の年央より、我が国を含む有志国・地域の間で、サービス貿易の一層の自由化を目的とする新たな協定（新サービス貿易協定（TISA））の締結に向けた交渉が本格化している。

スキルの蓄積も十分ではないことから、離職した場合には再就職が極めて厳しい状況にあった。

このため、2008（平成20）年度秋以降日系人集住地域のハローワークを中心に、日本語能力の不足により職業相談等が困難な求職者がハローワークを拠点に求職活動ができるよう、ポルトガル語等の通訳を増配置するとともに、ハローワークと市町村が連携して、生活相談等を含む各種相談をワンストップで行える相談窓口の設置により情報提供・相談体制の構築を行っている<sup>\*3</sup>。また、再就職を希望する日系人に対し、日本語能力も含めたスキルアップを行う日系人就労準備研修を実施している。

通訳を配置しているハローワークにおける職業相談件数は、2013年度に入り経済情勢の改善等により減少傾向で推移しているものの、依然としてリーマンショック前の水準までには改善しておらず、相談を繰り返しても就職に至らない求職者が滞留していることから、引き続き通訳を活用したきめ細かな職業相談、職業紹介を実施していく必要がある。また、日系人就労準備研修については、段階的に日本語能力の向上を図るコースに加え、より就労促進を図るための専門コースの設定、さらに安定した就労を実現するために職業訓練への接続を行うなど、自治体や関係機関とも連携を図り実施している。

また、ハローワークにおいては、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出制度により事業主から把握した情報を基盤に、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針に基づく労働関係法令や社会保険関係法令の周知啓発に加えて、安易な解雇の防止や再就職援助の努力等についての指導・啓発を行っている。

## 2 専門的・技術的分野の外国人の就業促進

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在能力を高めるためには、国内人材の最大限の活用はもとより、高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の活用が重要な課題である。厚生労働省においても、外国人雇用サービスセンターを中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援している。

また、2014（平成26）年度より、留学生の在籍者が多い大学等が多数所在する地域を管轄する新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと密接に連携のうえ、留学生に対する就職支援の取組みを推進することとしている。

2013（平成25）年度においては、「高度外国人材活用促進事業」を実施し、有識者による検討会、企業の人事部門、高度外国人材の配属部署の管理職、高度外国人材本人へのヒアリング調査等を通じて、企業における高度外国人材の現状と課題、高度外国人材本人のニーズ等を分析し、企業における高度外国人材の受入れ環境整備の一助となるよう「高度外国人材活用のための実践マニュアル<sup>\*4</sup>」を作成した。

また、法務省告示等により、高度外国人材の我が国への受入れを促進するため、高度外国人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える

<sup>\*3</sup> 通訳を配置している公共職業安定所等一覧 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11650000-Shokugyouanteikyoku/akenyukiroudoutaisakubu/0000045045.pdf>

<sup>\*4</sup> 高度外国人材活用のための実践マニュアル等に関するホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/oshirase/110224.html>

「高度人材ポイント制」が2012年5月7日に導入されたところである。本制度については、「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」を踏まえ、高度人材の認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする改正法務省告示が公布・施行（2013年12月17日公布、同月24日施行）され、制度の利便性の向上が図られた。さらに、高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、2014年3月11日、出入国管理及び難民認定法の改正案が第186回国会に提出された。

### 3 二国間の協定等に基づく外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れ

経済連携協定（EPA）等に基づく外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れは、経済活動の連携強化の観点から、外国人の就労が認められていない分野（看護補助・介護）において、公的な枠組みで特例的に行われているものである。

本枠組みにより入国した看護師候補者及び介護福祉士候補者は、協定等で定められた在留期間（看護師候補者3年、介護福祉士候補者4年）の間、国家資格取得に向けた病院・介護施設での就労・研修等を行い、日本に在留する期間中又は帰国後に国家資格を取得した場合においては、日本国内において看護師及び介護福祉士としての就労が認められる。

インドネシアは2008（平成20）年度から、フィリピンは2009（平成21）年度から受入れを行っており、2014（平成26）年度からは、ベトナムからの受入れが開始される予定である。

厚生労働省では、国家資格取得に向けた就労・研修に関する支援の実施、受入れ調整機関である国際厚生事業団<sup>\*5</sup>（候補者の受入れを適正に実施する観点から、公益社団法人国際厚生事業団が唯一の受入れ調整機関となっている。）による職業紹介業務等に対する指導監督を行うとともに、外務省、法務省、経済産業省と緊密に連携しその運営を行っている。

また、2010（平成22）年度から、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験における用語等を見直し、2013（平成25）年度の試験では、2012（平成24）年度に引き続き、試験時間の延長などの配慮も実施した。

\*5 受入れの枠組みを紹介したホームページ「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other22/index.html>